

建築相談票

下記事項について、関係書類を添えて相談（依頼）します。

○年 ○月 ○日

相談者	住所	坂井市三国町○-○		連絡先	日中連絡がつく電話番号を記入	
	所属等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計事務所	<input type="checkbox"/> 施工業者	<input type="checkbox"/> 不動産業者	(電話)	0776-○○-○○○○
		<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> その他 ()		(Fax)	0776-○○-○○○○
	氏名	○○ ○○		(mail)	○○○@○○.jp	
名称 (○○建築設計事務所)				

1 計画地	坂井市三国町○-○		用途地域	第一種低層住居専用地域	
2 計画概要	具体的用途	老人福祉センター		構造	鉄骨造 2階建
	建築面積	300	m ²	延べ面積	500 m ²
3 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 付近見取図（住宅地図等に相談地を囲む） <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> その他相談内容に応じて、必要な図面、写真等を添付してください。				
4 相談内容	(建築確認申請の要否) について				

質問の具体的な内容・相談者の見解	適用条項
<p>診療所（患者の収容施設あり）を老人福祉センターに用途変更する計画がありますが、令第137条の18第3号の規定により類似の用途に該当するため用途変更の確認申請は不要と考えていいでしょうか。</p>	<p>・ 法第87条第1項 かつこ書き ・ 令第137条の18 第3号</p>
<p>なお、この相談の回答は次のとおりになります。</p> <p>ご質問の建築物は令第137条の18第3号に規定する類似の用途に該当しますが、同条ただし書きの規定により第一種低層住居専用地域の場合は除外されているので確認申請は必要になります。</p>	

※注意事項

- 相談票には相談内容を具体的に記入頂くとともに、相談者の見解にあたり、参考とした文献等がありましたらその情報を添えてください。
- 相談内容は建築基準法に基づく建築確認や許可等における条文、取扱等の解釈や具体的な建築計画上の問題点等に係る相談、協議を対象とします。「この敷地にこの建物は建てられるか?」、「この計画は問題があるか?」のうな漫然とした質問にはお答えできませんので、あらかじめご承知ください。
- この相談は、県に確認申請等を申請するものを対象としております。指定確認審査機関に申請予定のものについては、指定確認審査機関にご相談ください。
- 相談内容によっては、回答までに期間を要することもありますので、あらかじめご承知ください。

連絡先：三国土木事務所 建築課
 TEL：0776-82-1110
 FAX：0776-82-1160
 MAIL：mi-dobok@pref.fukui.lg.jp